

## 1 合併等の届出等について

### ○建設工事等の資格を有する者の事業が合併等により移転された場合

当該資格者の事業を継承した会社が届出書を提出する。

#### 1 届出書の種類

- (1) 合併の場合・・・合併に関する届出書（別記第1号様式）
- (2) 譲渡の場合・・・事業譲渡に関する届出書（別記第2号様式）
- (3) 会社分割の場合・・・事業譲渡に関する届出書に準じて使用

※ 届出書の控え（受理印を押したもの）は、調整の対象となる定期申請時に提出が必要

#### 2 届出書の添付書類（添付書類については全て写しで可）

##### (1) 合併の場合

- ア 合併新設会社又は合併存続会社の合併に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）  
・・・（登記未了の場合は当事会社双方の合併に係る総会議事録）
- イ 合併消滅会社の解散登記に係る登記事項証明書（商業登記簿謄本）  
・・・（解散登記未了の場合は合併に係る総会議事録）
- ウ 合併契約書の写し
- エ 届出受理書の写し（公正取引委員会の届出受理書のこと。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第7条第1項に規定。）・・・対象となる場合のみ

##### (2) 譲渡の場合

- ア 事業譲渡に係る契約書の写し及び当事会社双方の事業譲渡に係る総会議事録
- イ 届出受理書の写し（前項と同様）
- ウ 事業譲渡に関し登記を必要とする場合の登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- エ 譲渡会社の建設業法第12条の規定に基づく建設業の全部廃業届（一部譲渡の場合は一部廃業届）

### ○現在の資格内容に変更が生じる場合（代表者・技術者数・営業所の新設等）

変更届を提出する。

#### 1 提出書類

- (1) 競争入札参加資格関係事項変更届
- (2) 変更内容が確認できる書面等を添付（会社名や代表者の変更については、登記事項証明書の写しを、技術者数などに変更があった場合は、定期（随時）申請時に申請者控えとしてお返しした「付票（A3版）」をコピーし、変更内容を赤色で見え消し訂正したものを添付してください。）

## 2 合併等の再審査申請について

### ○合併後において再審査を希望しない場合

資格審査の変更申請を行わないことの申し出を行う。

#### 1 提出書類

- (1) 資格審査の変更申請に係る申出書（別記第4号様式）・・・「合併等の届出書」と一緒に提出すること。  
※ 当該申出を行った者は、以後の更新申請時においても総合評定数値の調整は行わない（支援策の対象とはならない）。

○合併後において再審査を希望する場合

定期（随時）申請と同様の書類を作成し、競争入札参加資格変更審査申請書（別記 11 号様式 その 1）及び評定数値の調整に係る申出書（別記第 3 号様式）を添付のうえ、付票及び業態調書については 2 部提出する。

【定期（随時）申請提出書類一覧（全ての方が提出する書類のみ記載）】

- 1 建設工事等競争入札参加資格審査申請書
- 2 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し  
～合併等の事実発生日を審査基準日とする「合併時経審」・「事業譲渡時経審」・「分割時経審」
- 3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- 4 許可・登録に関する証明書の写し
- 5 道税に滞納がないことの証明書の写し（申請時から 3 箇月以内の証明書で原本提示）
- 6 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し（道税証明と同様）
- 7 誓約書
- 8 競争入札参加資格審査申請書付票
- 9 申請書類確認票
- 10 業態調書

### 3 合併等における道の入札参加資格の支援策について

#### ○ 評定数値の調整による上位等級への格付

##### 1 評定数値の調整について

合併前の合併存続会社と合併消滅会社双方（合併存続会社と合併消滅会社が同一の資格で異なる等級に格付されていた場合は上位に格付されていた者の等級）が同一の資格を有している場合で、かつ、同一又は直近である格付等級について、直近上位等級に格付されるよう調整することができるものとする。

【条件】 ○合併の事実発生日において、当事会社双方が連続して 2 年以上、道の建設工事の資格を有する場合

○合併時経審にて再審査申請を行い、その際、評定数値の調整に係る申出書を提出

○当事会社双方が同一の資格を有し、格付等級が同一又は直近の等級である

【調整】 ○合併の事実発生日が属する資格の有効期間内及び次期の資格の有効期間内に限り、評定数値の 5 % の範囲内で、直近上位等級に格付されるよう調整。

○合併の事実発生日において当事会社双方が有している「格付を行う資格」全てに対し行う。

○調整した結果、直近上位等級にとどかなかつた場合は、調整は行わない。

【調整期間の特例】 ○合併の事実発生日が、合併の事実発生日が属する資格の有効期間内で、かつ、次期の定期の資格審査の審査基準日以降である場合は、合併の事実発生日が属する資格に係る評定数値の調整は行わず、次期の定期の資格審査及び次々期の資格審査において、調整を行うことができる。

##### 2 事業譲渡への支援策について

建設業の全部譲渡の場合で、事業譲渡の事実発生日において、譲渡会社が全部廃業した建設業の許可業種を、譲受会社がすべて有している場合については、合併と同等とみなし、評定数値の調整を行うことができる。

【条件】 ○譲渡会社は、事実発生日をもって建設業の全部廃業をしている。

○譲受会社は、事実発生日において譲渡会社が全部廃業した建設業の許可を全て有している。

## 建設工事等の入札参加資格における合併等を行った企業の取扱いについて

### 3 みなし期間について（合併等事務処理期間における資格の取扱い）

- (1) 消滅会社等が有していた資格は、合併等の届出を受理した日をもって、消滅したものとみなす。
- (2) 存続会社等は、合併等前に有していた資格について、引き続き有するものとする。
- (3) 次に掲げる場合で、合併等の事実発生日において、道の資格に対応する建設業法第3条第1項の許可を受けていて、かつ、再審査申請を行う場合、みなし期間に限り消滅会社等が有していた資格を有するとみなす。
  - ・合併において、存続会社が有していなかった資格を消滅会社が有していた場合
  - ・合併において、当事会社双方が有していた資格で消滅会社の格付が上位等級である場合
  - ・事業の全部譲渡において、譲受会社が有していなかった資格を譲渡会社が有していた場合
  - ・事業の全部譲渡において、当事会社双方が有していた資格で譲渡会社の格付が上位等級である場合

### 4 その他

- (1) 合併の事実発生日～合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記日
- (2) 譲渡の事実発生日～事業譲渡に係る契約書における事業譲渡の日

## 4 合併支援策の概要図

	資格の種類	存続会社の格付	消滅会社の格付	合併	合併時経審による結果	評定数値の調整(5%)	合併後格付
①	一般土木工事	C	C	→	C	○	B
②	舗装工事	B	—		B	—	B
③	建築工事	C	B		B	○	A
④	電気工事	A	A		A	—	A
⑤	管工事	A	B		A	—	A

！評定数値の調整は、合併時経審等の結果に基づき行います。（必ずランクアップするとは限りません。）

①	評定数値の調整	経審結果が「Cランク」であるため、「Bランク」への調整を行う。(5%)
②	評定数値の調整	双方が同一の資格を有していないため、調整は行わない。
③	評定数値の調整	経審結果が「Bランク」なので「Aランク」への調整を行う。(5%)
④	評定数値の調整	経審結果が「Aランク」なので調整は行わない。
⑤	評定数値の調整	経審結果が「Aランク」なので調整は行わない。